## 条例の点検・見直しシート

				作成	1 年月日		平成24	年6月20日		
条例の題名		<b>三重県薬事審議会設置条例</b>		布 日	日 <b>昭和</b> 35 <b>年</b> 1 <b>月</b>					
条例番号		<b>昭和35年三重県条例第4号</b> 直 近		改正日	<b>平成17年3月28日</b>					
所管部局課		<b>健康福祉部業務感染症対策課</b> 電		話 番 号	059-224-2330					
条例の概要		薬事法第3条第2項の規定に基づき、知事の諮問に応 て調査審議するための審議会の設置に関する条例で				<b>薬事に関する事項に関し</b> 条例の 類型 <b>委任型</b>				
視点		項	目		回答	検 討	内 容			
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥 性を有している。			妥当	はい	薬事法第3条第2項の規定により条例で定めることが必要である。 また、書議会は、知事の諮問に応じて調査書 議するものであり、その目的は妥当性を有して いる。				
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認 められる。			はい	薬事法第3条第2項の規定により条例での規定 が必要である。 また、審議会は、知事の諮問に応じて調査審 議するものであり、公的な関与が必要である。					
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。			l I。	はい					
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。			いな	該当なし					
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で 規定する余地はない。)。			等で	はい	薬事法第3条第2項の規定により条例での規定 が必要である。				
	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。				はい	薬事法第3条第2項				
法	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれ はない(近年の判例動向に適合している。)。			それ	はい					
性	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違い はない。			違い	はい	条例に規定する事務手 との間に差異はない。	続と実務上	の事務手続		
	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている			0	はい	条例の目的と条例に規整合はない。	定する手段	との間に不		
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。				はい	条例の目的は、みえ県  乱用等と医薬品の安全				
効	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受け ことはない。			けた	はい					
性	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が 認められる。			障が	はい	薬事法第3条第2項の共 項を条例で定めている ても規定を廃止した場 障が生じると考える。	ものであり、	一部であっ		
率	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。			つ	はい					
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。			つ	はい					
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段 との重複はない。			手段	はい					
公平	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正 る。			であ	はい					
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。				はい					
性	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。				はい					

その他点	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体と の連携に配慮している。			はい	条例第3条第2項に規定する委員に「消費者を 代表する委員」を任命することとしている。				
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。			はい					
		理	由	特	記	事	項	見直しに	有効期限
検・見かっ	改正・廃止の	薬事法第3条第2項の規定に基づき必要な事項を条						関する規定の有無	に関する 規定の有 無
直し結果	必要は  ない。 	例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、審議会の運営に支障が生じると考える。						無	無